

審査登録規則 (OHSMS) (第 12 版)

制定 : 2008 年 05 月 01 日
改訂 : 2021 年 06 月 01 日

承認	審議	作成
社長	運営委員会	池田
21/06/01	省略	21/06/01

北日本認証サービス株式会社

制定・改訂履歴

制定／改訂	年月日	版	改訂内容
制定	2008/05/01	1	制定
制定	2008/05/14	1	第 31 条において「J A B」を「認定機関(JAB 等)」とし、「NJCS が認定機関に認定を申請した場合」を追記した。
改訂	2009/10/05	2	<p>第 2 条(用語及び定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・④の 3)について、括弧書きで示している順守の前に“契約”を追加した。 ・⑥について、サイトの定義を「OHSMS 認証マニュアル」と整合させるために訂正した。 ・⑨について、登録情報の定義を追加した。 <p>第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項の①について、JIS の括弧書きを外し、ISO を括弧書きにし、英文を削除した。 ・第 1 項③について、JAB MS301 を追加し、IAFMD1 を削除した。 ・第 1 項の④について、JAB MS200 を追加した。 <p>第 4 条(申込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 項の(2)④について、“製品又は”を“製品及び”に訂正した。 <p>第 9 条(事前審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 項の“不適合及び”を削除した。 <p>第 10 条(実地審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 項の②と⑦について、“目的及び目標”を“目標及び実施計画”に訂正した。 ・第 3 項について、QMS/EMS の「審査登録規則」と整合させるために削除し、項番を訂正した。 <p>第 14 条(登録証書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 項の③について、“製品又は”を“製品及び”に訂正した。 ・第 2 項について、QMS/EMS の「審査登録規則」と整合させるために⑦と⑧を追加した。 <p>第 16 条(登録情報の利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項、第 2 項、第 4 項について、QMS/EMS の「審査登録規則」と整合させるために追加し、旧第 2 項を削除した。 ・第 3 項と第 5 項について、QMS/EMS の「審査登録規則」と整合させるために“登録情報”と“と審査報告書”を追加した。 <p>第 19 条(マネジメントシステム変更の報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 項の④について、文末に“及び所在地の変更”を追加した。 <p>第 21 条(移行審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項と第 4 項について、“改定”を“改訂”に訂正した。 ・第 2 項について、又は更新審査の後に“若しくは定期審査”を追加した。 <p>第 23 条(苦情又はその他の情報による訪問調査又は臨時審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項について、“事業者組織”を“事業者”に訂正した。(運営委員会審議) ・第 1 項について、“重大な”を削除した。(運営委員会審議) <p>第 25 条(登録の一時停止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項の②について、QMS/EMS の「審査登録規則」と整合させるために“、審査報告書”を追加した。 ・第 1 項の③について、“事業者組織”を“事業者”に訂正した。 <p>第 26 条(登録の取り消し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項の⑤について、“事業者組織”を“事業者”に訂正した。 ・第 1 項の⑤について、“意図的且つ”を削除した。また、“重大な懸念”を“著しい懸念”に変更した。(運営委員会審議) <p>第 29 条(審査報告書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項について、QMS/EMS の「審査登録規則」と整合させるために

制定／改訂	年月日	版	改訂内容
			<p>“所有権及び”を追加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 項について、QMS/EMS の「審査登録規則」と整合させるために追加し、項番を訂正した。 <p>第 31 条(審査登録業務への協力義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 項について、“認定機関が”を削除した。 ・第 4 項について、“認定機関”を追加した。
改訂	2010/07/26	3	<p>JAB から推奨事項として発行された MS501、502 の文書を、第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等)第 2 項第③、④号に追加したことによる改訂</p> <p>第 2 条(用語及び定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑩号に、故意の虚偽説明の定義を追加した。 <p>第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 項について、③、④号に MS501、502 を追加したことに伴い、文面を一部訂正した。 ・第 2 項③号について、MS501 を追加した。 ・第 2 項④号について、MS502 を追加した。 <p>第 25 条(登録の一時停止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項⑦号に、故意の虚偽説明による一時停止を規定した。 <p>第 26 条(登録の取り消し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項⑥号に、故意の虚偽説明による取り消しを規定した。
改訂	2011/11/01	4	<p>第 1 条(目的及び審査目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 条を目的及び審査目的に訂正した。 ・第 4 項に共通の審査目的を追加した。 <p>第 2 条(用語及び定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑥のサイトの定義に事業所を追加した。 <p>第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等)</p> <p>認定基準の改訂に伴い、以下の訂正をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①の JIS Q 17021:2007 (ISO/IEC 17021:2006) を JIS Q 17021:2011 (ISO/IEC 17021:2011) に訂正した。 ・②ISO 19011:2002 (JIS Q 19011:2003) を削除した。 ・新たな②の JAB MS200-2009 を JAB MS200-2011 に訂正した。 ・JAB MS501-2010 を NS511-2011 に名称変更した。 ・JAB MS502-2010 を NS512-2011 に名称変更した。 <p>第 4 条(申込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑦としてサイト(事業所等)に関する資料を追加した。 <p>第 5 条(申込みの受理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③として公平性管理上の審査対象を追加した。 ・第 4 項として申込みを受理できない場合を追加した。 <p>第 6 条(協定の締結)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 項として申込者と異なる事業所が含まれる場合を規定し追加した。 <p>第 12 条(登録の判定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 4 項として是正処置等の有効性検証と不適合解決の証拠の記録を追加した。 <p>第 14 条(登録証書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①に該当する場合事業所の活動、製品及びプロセスを記載することを追加した。 <p>第 17 条(定期審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 項に共通の目的について記述を追加した。 <p>第 18 条(更新審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 5 項に共通の目的について記述を追加した。 <p>第 19 条(マネジメントシステム変更の報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 項④の“外部支所”を“事業所等”とし、名称の変更をを追記した。 <p>上記、下線の箇所は、事業者への意見照会後の改訂箇所である。</p>

制定／改訂	年月日	版	改訂内容
改訂	2014/08/01	5	<p>第 2 条(用語及び定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑫号について、統合審査の定義をあたりに追加した。 ・ ⑬号について、統合レベルの定義を新たに追加した。 <p>第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 項の②号について、JAB MS301:2008 を最新である 2014 年版、並びに文書名を訂正した。 ・ 第 1 項③号について、JAB MS 200 : 2011 を最新である JAB MS 200 : 2014 に訂正した。また、認定分野の参照先を訂正した。 ・ 第 1 項④号について、JAB MS306 : 2014 を新たに追加した。 <p>第 4 条(申込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 条第 2 項(1)⑦号について、統合レベルの確認を追加した。 <p>第 9 条(事前審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 項⑧号について、統合レベルの確認を追加した。 <p>第 10 条(実地審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 項⑧号について、統合レベルの確認を追加した。 <p>第 17 条(定期審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 項について、統合レベルの確認を追加した。 <p>第 18 条(更新審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 項について、統合レベルの確認を追加した。 <p>第 22 条(苦情及び是正処置の記録)</p> <p>“外部からの苦情”を“顧客を含む利害関係者からの苦情”と具体的な記述とした。</p> <p>第 28 条(機密保持の手順)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 項について、“個人による同意を得る。”を“個人の書面による同意を得る。”に訂正した。 <p>付則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年 8 月 1 日から実施することを追加した。
改訂	2015/08/01	6	<p>ISO/IEC17021-1 : 2015 の発行に伴う改訂した。</p> <p>第 2 条 (用語及び定義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第⑤号に重大な不適合及び第⑥号に軽微な不適合の定義を追加した。 <p>第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 項 第①号に認定基準を ISO/IEC17021-1:2015 に訂正した。 ・ 第 1 項 第④、⑩、⑪号を 2015 年版に変更した。 ・ 第 2 項 第①号に JABNS504、第②号に JABNS506 を追加した。 <p>第 8 条(文書化したマネジメントシステム文書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントシステム文書を文書化したマネジメントシステム情報に訂正した。 <p>第 9 条(事前審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 項 事前審査の内容記述を訂正した。 <p>第 10 条(実地審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 項 第⑦号を削除、第⑧号を第⑦号に訂正した。 <p>第 11 条(是正処置、フォローアップ審査及び再審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 項 フォローアップの一般的要求事項を追加した。 ・ 第 4 項に再審査の条件を追加した。 ・ 第 5 項に検証結果の事業者への通知を追加した。 <p>第 12 条(登録の判定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 項 不適合の定義に従った変更及び利用者からの苦情を考慮することを追加した。 <p>第 15 条 (審査登録に関する情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査登録に関する情報公開を具体的に規定した。 <p>第 17 条 (審査プログラム及び定期審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査プログラムについて追加、審査周期の記述を訂正した。 <p>第 20 条(拡大又は縮小時及び重大な変更時及び一時停止から復帰時の臨時審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時停止からの復帰時の臨時審査を追加した。

制定／改訂	年月日	版	改訂内容
			<p>第 23 条(苦情又はその他の情報による訪問調査又は臨時審査) ・第 2 項 臨時審査で事前通知を省略できる場合を追加した。</p> <p>第 25 条(登録の一時停止) ・一時停止について期間（最長 6 か月）及び復帰について規定した。</p> <p>第 27 条(機密保持の方針) ・事業者以外からの苦情の扱いを追加した。</p>
改訂	2017. 05. 01	7	<p>審査登録規則(第 19 版)の改訂に伴い、審査登録規則(OHSMS)を改訂した。</p> <p>第 1 条(一般及び審査目的) ・会社の英語名を追加した。 ・第 4 項第③号“が自ら設定した目標”を“の意図する成果を”に訂正した。 ・第 1 項第①号“ISO/IEC”を“JIS Q”に訂正、英文名を削除した。</p> <p>第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等) ・第 1 項第②号 “2015”を“2016”に訂正した。</p> <p>第 10 条(実地審査) ・第 1 項“組織の意図する成果を実現するマネジメントシステムの”を追加した。</p> <p>第 15 条(審査登録に関する情報提供) ・第 1 項第⑥号“(NJCS ホームページ参照)”を追加した。 ・第 1 項第⑦号“及び情報提供”を追加した。</p> <p>第 30 条(苦情及び異議申し立て) ・第 2 項 参照項番【9.7】【9.8】を追加した。</p> <p>付則 ・第 7 項”平成 29 年 7 月 1 日から実施する”ことを追加した。</p>
改訂	2018. 05. 01	8	<p>第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等) ・第 1 項の第②号について、JAB MS 200 を最新の版数に訂正した。 また、参照先のタイトル名を訂正した。 ・第 1 項の第③号について、JAB 独自の MS301 が廃止されたため、IAF の文書番号に訂正した。 ・第 1 項の第④号について、JAB 独自の MS306 が廃止されたため、IAF の文書番号に訂正した。 第 2 項の第③号について、JAB NS511 を最新の版数に訂正した。</p> <p>第 4 条(申込み) ・第 2 項の第⑦号の括弧書きについて、JAB 独自の MS301 が廃止されたため、IAF の文書番号に訂正した。</p> <p>第 9 条(事前審査) ・第 2 項の第 8 号の括弧書きについて、JAB 独自の MS306 が廃止されたため、IAF の文書番号に訂正した。</p> <p>第 10 条(実地審査) ・第 2 項の第⑦号の括弧書きについて、JAB 独自の MS306 が廃止されたため、IAF の文書番号と項番を訂正した。</p> <p>第 17 条(審査プログラム及び定期審査) ・第 4 項の括弧書きについて、JAB 独自の MS306 が廃止されたため、IAF の文書番号に訂正した。</p> <p>第 18 条(更新審査) ・第 6 項の括弧書きについて、JAB 独自の MS306 が廃止されたため、IAF の文書番号に訂正した。</p> <p>付則 ・年号について、西暦に訂正した。 ・第 8 項について、施行日を追加した。</p>
改訂	2019. 03. 05	9	<p>第 1 条(一般及び審査目的) ・第 1 項について、JIS Q 45001 : 2018/ISO 45001 : 2018 が発行されたので追加した。 ・第 4 項について、に共通の審査目的を、審査の目的に訂正した。 ・括弧書きの ISO17021 について、ISO17021-1 に訂正した。</p>

制定／改訂	年月日	版	改訂内容
			<p>第 2 条(擁護及び定義) ・第 8 号について、一時的サイト及び仮想サイトの定義を追加した。</p> <p>第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等) ・第 1 項について、全面的に表現を見直した。 ・第 1 項第①号について、文末に「第 1 部：要求事項を追加した。」 ・第 1 項第②号について、版数を括弧書きで追加し、付表 2-1 を削除した。 ・第 1 項第⑤、⑥号について、IAF MD21：2018 と IAF MD22：2018 を追加した。 ・第 2 項について、タイトルを推奨事項等に訂正した。 ・第 2 項第③、④号について、括弧書きで版数を追加した。</p> <p>第 4 条(申込み) ・第 1 項について、ISO 17021-1 の条項番号を、括弧書きで追加した。</p> <p>第 5 条(申込みの受理) ・第 1 項について、ISO 17021-1 の条項番号を、括弧書きで追加した。</p> <p>第 6 条(協定の締結) ・第 1 項について、ISO 17021-1 の条項番号を、括弧書きで追加した。</p> <p>第 12 条(登録の判定) ・第 2 項第 1)、2)号について、括弧書きの条項番号を訂正した。</p> <p>第 14 条(登録証書) ・第 1 項と第 2 項第④号について、ISO 17021-1 の条項番号を、括弧書きで追加した。 ・第 2 項第①号について、仮想サイトを追加した。</p> <p>第 15 条(審査登録に関する情報提供) ・第 1 項第③号について、認証を NJCS 登録マークに訂正した。</p> <p>第 18 条(更新審査) ・第 6 項について、括弧書きの参照文書を訂正した。</p> <p>第 19 条(マネジメントシステム変更の報告) ・第 1 項について、括弧書きで参照文書を追加した。</p> <p>第 24 条(登録の移転) ・第 3、4 項について、表現を見直した。 ・第 2、5、6 項について、登録の移転に関して表現を追加した。</p> <p>付則 ・第 9 項について、施行日を追加した。</p>
改訂	2020.03.06	10 版	<p>第 1 条(一般及び審査目的) ・第 1 項について、2020 年度からは OHSAS 18001：2007 の申込みを受け付けないこと、及び審査も実施しないことから削除した。 ・第 1、2、4 項について、括弧書きで参照する細分箇条を追加した。 ・第 4 項、第④号について、括弧書きの参照している細分箇条を削除した。</p> <p>第 2 条(用語及び定義) ・第③号について、OHSAS 18001 を削除した。 ・第⑧号について、“サイト”を“常設サイト”に訂正し、定義を IAF MD1 の定義と同様に訂正した。 ・第⑨号について、定義を IAF MD1 と同様に訂正した。 ・第⑩号について、定義を IAF MD1 と同様に訂正し、括弧書きに参照する細分箇条の追加と訂正をした。 第⑭号について、括弧書きに参照する細分箇条を追加した。 第⑮、⑯号について、定義を IAF MD1 と同様に訂正し、括弧書きに参照する細分箇条を追加した。</p> <p>第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等) ・第 1 項、第②号について、版数を“第 29 版”を“第 32 版”に訂正した。 ・第 2 項、第①号について、2020 年度から運用しないので削除した。</p> <p>第 9 条(事前審査) ・第 4 項について、“事前審査報告書”を“審査報告書”に訂正し、</p>

制定／改訂	年月日	版	改訂内容
			<p>また、参照している細分箇条 9.3.1.2.3 を削除した。</p> <p>第 10 条(実地審査) ・第 4 項について、” 実地審査報告書” を” 審査報告書” に訂正した。</p> <p>第 11 条(是正処置、フォローアップ審査及び再審査) ・第 4 項について、参照している細分箇条 9.4.10 を削除した。</p> <p>第 12 条(登録の判定) ・第 2 項、第 2)、3) 項について、参照している細分箇条を訂正した。</p> <p>第 14 条(登録証書) ・第 2 項、第④号について、参照している細分箇条を削除した。</p> <p>第 19 条(マネジメントシステム変更等の報告) ・第 19 条のタイトルについて、” 等” を追加した。 ・第 1 項について、” 主要な変更” を” 変更等” に訂正した。 ・第 2 項について、第⑦号と第⑧号に報告事項を追加した。</p> <p>第 20 条(拡大又は縮小時、特別審査、重大な変更時及び一時停止から復帰時の臨時審査) ・括弧書きについて、特別審査を追加した。 ・第 9 項について、重大な事故又は重大な規制違反といった労働安全衛生に関わる重大なインシデントを知ることになった場合の処置を追加した。 ・第 10 項について、認証の一時停止又は取り消しを含む処置をとることを決定する根拠を、事業者を提供することを追加した。</p> <p>第 25 条(登録の一時停止) ・第⑦号について、括弧書きで参照している細分箇条を追加した。 ・第⑧号について、一時停止に一貫した不順守を追加した。 ・第⑨号について、一時停止に施設及び作業領域が対象となる場合を追加した。</p> <p>第 26 条(登録の取り消し) ・第⑤号について、取り消しに法令順守に対する初期又は継続したコミットメントを実証することができないことを追加した。 ・第⑥、⑦について、</p> <p>第 9 章 審査登録業務への協力義務等 ・タイトルについて、” 等” を追加した。</p> <p>第 31 条(審査登録業務への協力義務等) ・タイトルについて、” 等” を追加した。 ・第 2 項について、オブザーバーの受け入れに関して追加した。 ・第 4 項について、表現の一部追加と参照先を括弧書きで追加した。</p> <p>付則 ・第 10 項について、施行日を追加した。</p>
改訂	2021. 03. 05	11 版	<p>第 1 章 総則</p> <p>第 2 条(用語及び定義) ・第⑩号について、統合の定義を追加した。</p> <p>第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等) ・第 1 項第②号について、版数及び版数年を最新版に訂正した。 ・第 1 項第⑥号について、版数年を追加した。 ・第 2 項第①号について、ISO 45001 : 2018 への移行が完了したので削除した。</p> <p>第 4 章 公表及び登録情報の利用</p> <p>第 15 条(審査登録に関する情報提供) ・第 1 項第③号について、“認定マーク及び” を削除し、“登録情報管理基準” を “登録情報管理基準(OHSMS)” に訂正した。</p> <p>第 16 条(登録情報の利用) ・第 2 項～第 6 項について、括弧書きで ISO 17021-1 の細分箇条を追加した。</p> <p>第 5 章 登録の維持</p> <p>第 17 条(審査プログラム及び定期審査)</p>

制定／改訂	年月日	版	改訂内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 項について、“審査の目的”を“共通の審査目的”に訂正した。 第 18 条(更新審査) ・第 5 項について、“審査の目的”を“共通の審査目的”に訂正した。 第 20 条(拡大又は縮小時、特別審査、重大な変更時及び一時停止から復帰時の臨時審査) ・第 9 項及び第 10 項について、括弧書きで IAF MD22 の細分箇条を追加した。 第 6 章 登録の一時停止及び復帰並びに登録の取り消し 第 25 条(登録の一時停止) ・第 1 項について、括弧書きで ISO 17021-1 の細分箇条を追加した。 第 8 章 苦情及び異議申し立て 第 30 条(苦情及び異議申し立て) ・第 2 項について、括弧書きで ISO 17021-1 の細分箇条を追加した。 第 31 条(審査登録業務への協力義務等) ・第 2 項について、括弧書きで ISO 17021-1 の細分箇条を追加した。 付則 ・第 11 項について、施行日を追加した。
改訂	2021.06.01	12 版	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 条(適用規格、基準文書及び指針等) ・第 1 項の②号について、JAB MS200 を第 34 版に訂正した。 付則 ・第 12 項について、施行日を追加した。

目 次

第 1 章 総 則	1
第 1 条 (一般及び審査目的)	1
第 2 条 (用語及び定義)	1
第 3 条 (適用規格、基準文書及び指針等)	2
第 2 章 申込み及び協定の締結	3
第 4 条 (申込み)	3
第 5 条 (申込みの受理)	3
第 6 条 (協定の締結)	3
第 3 章 初回登録審査	4
第 7 条 (事前調査)	4
第 8 条 (文書化したマネジメントシステム情報)	4
第 9 条 (事前審査)	4
第 11 条 (是正処置、フォローアップ審査及び再審査)	5
第 4 章 登録、公表及び登録情報の利用	5
第 12 条 (登録の判定)	5
第 14 条 (登録証書)	6
第 15 条 (審査登録に関する情報提供) 【8. 4. 2】	6
第 16 条 (登録情報の利用)	7
第 5 章 登録の維持	7
第 17 条 (審査プログラム及び定期審査)	7
第 18 条 (更新審査)	8
第 19 条 (マネジメントシステム変更等の報告)	8
第 20 条 (拡大又は縮小時、特別審査、重大な変更時及び一時停止から復帰時の臨時審査) ..	9
第 21 条 (移行審査)	9
第 22 条 (苦情及び是正処置の記録)	9
第 24 条 (登録の移転)	10
第 6 章 登録の一時停止及び復帰並びに登録の取り消し	10
第 25 条 (登録の一時停止)	10
第 26 条 (登録の取り消し)	11
第 7 章 機密保持	12
第 27 条 (機密保持の方針)	12
第 28 条 (機密保持の手順)	12
第 29 条 (審査報告書)	12
第 8 章 苦情及び異議申し立て	12
第 30 条 (苦情及び異議申し立て)	12
第 9 章 審査登録業務への協力義務等	13
第 31 条 (審査登録業務への協力義務等)	13
付 則	13

審査登録規則 (OHSMS)

第 1 章 総 則

第 1 条 (一般及び審査目的)

- 1 この規則は、北日本認証サービス株式会社 (North Japan Certification Service Co., Ltd 以下、「NJCS」という) が実施する労働安全衛生マネジメントシステム規格(「JIS Q 45001 : 2018 / ISO 45001 : 2018」)に基づく審査登録に関する要求事項を規定する。【5.1.3】
- 2 また、この規則は、NJCS 及び前項の審査登録について契約した組織 (以下、「事業者」という) が遵守すべき審査登録の要求事項を規定する。【8.5.1】
- 3 事業者は、審査登録の計画、実施、維持及び登録情報の利用に関して、適用されるマネジメントシステム規格の要求事項及びこの規則を含む該当する規定に常に適合していなければならない。
- 4 NJCS が実施する初回登録審査、定期審査及び更新審査の目的は、以下のとおりである。
【9.2.1.2】
 - ①事業者のマネジメントシステムの審査基準への適合性の決定 (適合性の決定)
 - ②事業者が該当する法令規制及び契約要求事項を満たすマネジメントシステムの能力の評価 (順守能力の評価)
 - ③事業者の意図する成果を達成するマネジメントシステムの有効性の評価 (有効性の評価)
 - ④マネジメントシステムの潜在的な改善の領域の特定 (改善機会の提供)
ただし、改善の機会の提供においては、マネジメントシステムのコンサルティング (ISO 17021-1 3.3) にならぬように厳に戒める。

第 2 条 (用語及び定義)

本規則中で用いられる用語及び定義は、以下のとおりとする。

- ①OHSMS : 労働安全衛生マネジメントシステム
- ②登録判定委員会 : OHSMS 登録判定委員会
- ③基準文書 : JIS Q 45001 : 2018 (ISO 45001 : 2018) に加えて審査の基準とする文書 (第 3 条第 2 項参照)
- ④不適合 : 要求事項を満たしていないこと 【3.11】
- ⑤重大な不適合 : 意図した成果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与える不適合。
【3.12】
- ⑥軽微な不適合 : 意図した成果を達成するマネジメントシステムの能力に影響を与えない不適合。
【3.13】
- ⑦登録判定基準 : NJCS の登録判定委員会で承認された登録の判定基準。
- ⑧常設サイト : 依頼組織が、継続的に、業務の実施又はサービスを提供を行うサイト (物理的又は仮想的)。【IAF MD1 : 2018 2.2】
- ⑨一時的サイト : 依頼組織が、限られた期間内、特定の業務の実施又はサービスの提供を行うサ

イト(物理的又は仮想的)で、常設サイトとなることが意図されていないもの。

【IAF MD1 : 2018 2.3】

⑩仮想サイト:利用者が別の物理的な所在地からプロセスを実行することができるオンライン環境を用いて、依頼組織が業務の実施又はサービスの提供を行う仮想の場所。

【IAF MD1 : 2018 2.6】【IAF MD4 : 2018 3.1 参照】

⑪事業場:OHSMS を適用している組織(事業者の主たる事務所、支店等の固定サイト及び管理下にある一時的サイトを含む)

⑫審査登録:認証(Certification)と同義

⑬登録情報:登録証書、審査報告書、NJCS の登録マーク

⑭故意の虚偽説明:NJCS が実施する審査において、認証の判定に重大な影響を与える事実について、真実と異なる情報を、それと知りながら殊更に提供、回答若しくは説明し又は真実の情報が存在するにも関わらず殊更にそれを提供、回答若しくは説明しないことをいう。【JAB NS511 : 2017】

⑮統合審査:2 つ以上の審査基準/規格に対して同時に実施する、組織のマネジメントシステムの審査。【IAF MD11 : 2013 1.1】

⑯統合レベル:複数のマネジメントシステム規格の要求事項に適合するために、組織が組織のパフォーマンスの複数の側面を管理するために単一のマネジメントシステムを使用するレベル。統合は、2 つ以上の審査基準/規格について、文書、該当するマネジメントシステムの要素及び責任を統合できるマネジメントシステムに関連するものである。【IAF MD11 : 2013 1.3】

第3条 (適用規格、基準文書及び指針等)

1 本規則は、審査登録機関の認証に関わる以下の規格、基準及び推奨事項を適用する。

①JIS Q 17021-1:2015 適合性評価 - マネジメントシステムの審査及び認証を行なう機関に対する要求事項-第1部:要求事項

②JAB MS200(第34版):2021 マネジメントシステム認証機関の認定の手順

③IAF MD1:2018 複数サイトの組織が運用するマネジメントシステムの審査及び認証のための IAF 基準文書

④IAF MD11:2013 統合マネジメントシステム審査における JIS Q 17021 適用に関する IAF 基準文書

⑤IAF MD22 : 2018、2019 労働安全衛生マネジメントシステム(OH&SMS)認証のための ISO/IEC 17021-1 適用に関する IAF 基準文書

2 推奨事項等

①JAB NS511(第3版):2017 マネジメントシステム認証に関する基本的な考え方-故意に虚偽説明を行っていた事実が判明した認証組織に対する処置-

②JAB NS512(第2版):2011 マネジメントシステム認証に関する基本的な考え方-認証範囲

第 2 章 申込み及び協定の締結

第 4 条 (申込み)

- 1 NJCS は、事業者による申込みに基づいて審査登録業務を行う。
- 2 事業者は、申込みに当たって、以下の資料を提出する。【9. 1. 1】
 - (1) 申込み時
 - ① 申込書
 - ② 組織及び事業概要
 - ③ 許認可又は登録等の法的地位を示す資料
 - ④ 活動、製品及びサービスについての説明資料
 - ⑤ 労働安全衛生組織図
 - ⑥ 労働安全衛生マネジメントシステム調査票
 - ⑦ 統合審査の希望の有無及び統合レベルに関する資料 【IAF MD11 3. 1】
 - (2) システム構築後
 - ① OHSMS の要素及びそれらの相互関係を記述した文書 (OHSMS マニュアル等)
 - ② OHSMS 手順書の一覧
 - ③ 労働安全衛生方針書
 - ④ 労働安全衛生目標及び実施計画書
 - ⑤ サイト (事業所等) に関する資料
 - ⑥ その他、事業者が必要と認める参考資料

第 5 条 (申込みの受理)

- 1 NJCS は、申込みの受理に当たって以下の事項を考慮する。【9. 1. 2】
 - ① 申込みの分野において NJCS が審査登録を実施するための能力及び資源を有していること。
 - ② 審査希望時期を含む審査登録プログラムについて、顧客の要求事項を満たすことができること。
 - ③ NJCS が公平性管理上審査対象にできないとしている組織でないこと (例：役員が NJCS の役員を兼務している)。【9. 1. 2. 1】
- 2 NJCS は、上記条件をすべて満足していなければ、申込みを受理しない。
- 3 NJCS は、申込み受理を早めたり、遅らせるなど、いかなる差別も行わない。
- 4 NJCS は、申込を受理できない場合、理由を文書にして事業者に通知する。【9. 1. 2. 2】

第 6 条 (協定の締結)

- 1 事業者及び NJCS は、審査登録業務の実施にあたり協定を締結する。【5. 1. 2、8. 5. 1】
- 2 事業者及び NJCS は、認証範囲に申込事業者と異なる事業所 (法人又は個人) が含まれる場合は、協定に含まれる要求事項が該当事業所に法的拘束力を持って及ぶようにする。【5. 1. 2】
- 3 社長は、協定書の内容について別途定める。

第 3 章 初回登録審査

第 7 条 (事前調査)

NJCS は、申込み内容を確認し、審査プログラムを策定するため、事業者の同意を得て事業者の事務所及びサイトを訪問することができる。

第 8 条 (文書化したマネジメントシステム情報)

NJCS は、提出された文書化したマネジメントシステム情報を該当する規格に照らして適合性を審査する。

審査の結果は、文書審査報告書として事業者に報告する。【9.3.1.2.3】

第 9 条 (事前審査)

- 1 初回登録審査では、第 1 段階審査として事前審査を実施する。【9.1.3.2、9.3.1.2】
- 2 事前審査は、以下の事項を目的として実施する。【9.3.1.2.2】
 - ①事業者の文書化したマネジメントシステム情報をレビューする。
 - ②事業者の所在地及びサイトの固有条件を評価し、第 2 段階審査（実地審査）の準備状況を判定する。
 - ③事業者の危険源の特定及びリスクアセスメントの実施、方針及び目標の設定、並びに運用に関わる規格要求事項の理解の状況を確認する。
 - ④マネジメントシステムの適用範囲に関して、プロセス及び使用設備、事業者の所在地、複数サイトの管理レベル、事業活動に関わる法令規制要求事項並びに順守義務への適合の状況についての必要な情報を収集する。
 - ⑤労働安全衛生管理活動にマネジメントシステムが運用されていることを確認し、第 2 段階審査での焦点を明確にする。
 - ⑥内部監査及びマネジメントレビューが計画され実施されているかどうかを含めて第 2 段階審査に向けて準備が整っているかどうかを評価する。
 - ⑦第 2 段階審査（実地審査）の計画について事業者と協議する。
 - ⑧統合審査を適用される場合、NJCS は、統合レベルを確認する。【IAF MD11 3.2】
- 3 審査所見では、第 2 段階審査において不適合として分類される可能性がある領域を特定する。【9.3.1.2.3】
- 4 審査結果は、事前審査報告書として事業者に報告する。【9.4.8、9.3.1.2.3】

第 10 条 (実地審査)

- 1 第 2 段階審査としての実地審査では、組織の意図する成果を実現するマネジメントシステムの有効性を含む、事業者のマネジメントシステムの実施を評価する。【9.3.1.3】
- 2 審査は、事業者のサイトで行い、評価の対象には以下の事項を含む。【9.1.3、9.3.1.3】
 - ①適用される規格の全ての要求事項に適合している情報及び証拠
 - ②主要なパフォーマンスについての目標及び実施計画（適用規格の趣旨に整合した）に対するパフォーマンスの監視、測定、報告及びレビュー

③法的及び契約上の要求事項の順守に関してのマネジメントシステムの能力及びパフォーマンス

④運用管理

⑤内部監査及びマネジメントレビュー

⑥労働安全衛生方針に対する経営層の責任

⑦統合審査を適用される場合、NJCS は、統合レベルを確認する。【IAF MD11 2.1.5.1d)】

3 審査の結果は、実地審査報告書として事業者に報告する。【9.4.8、9.3.1.2.3】

4 審査の結果、不適合事項が発見された場合、不適合の性質や程度に応じて、是正処置の実施期限及びフォローアップの方法について事業者と合意する。【9.5.2】

第 11 条（是正処置、フォローアップ審査及び再審査）

1 事業者は、不適合については是正処置を実行する義務がある。【9.4.9】

2 NJCS は、是正処置の有効性を検証するため、事業者にその証拠の提出を求めることができる。【9.4.10】

3 NJCS は、是正処置の実行を現地において確認する必要がある場合、訪問による調査又はフォローアップ審査を実施することができる。【9.4.10】

4 NJCS は、マネジメントシステムの未構築や重大な欠陥が認められた場合、又は、実地審査の最終日から 6 か月以内に有効な是正処置の実施が確認できなかった場合は、再審査を実施する。再審査の手順は、遡るそれぞれの審査の手順による。【9.4.10、9.5.3.2】

5 是正処置の有効性については、フォローアップ審査を含む審査又は登録後の定期審査で確認し、事業者へ通知する。【9.4.10】

第 4 章 登録、公表及び登録情報の利用

第 12 条（登録の判定）

1 NJCS は、事業者のマネジメントシステムについての審査結果を登録判定委員会に報告する。

2 登録の判定にあたっては、以下の事項を確認する。

1) 第 2 条で定義した全ての重大な不適合について、NJCS が、修正及び是正処置をレビューし、容認し、検証していること。【9.5.2】

2) 第 2 条で定義した全ての軽微な不適合について、NJCS が、事業者の修正及び是正処置の計画をレビューし、容認していること。【9.5.2】

3) 審査登録の範囲、審査チームの力量、審査工数が妥当であること。

また、登録の判定にあたっては、更新審査の結果に加え、認証期間全体にわたるマネジメントシステムのレビューの結果及び認証の利用者から NJCS が受理した苦情のレビュー結果を考慮する。【9.5.4】

3 NJCS は、登録判定委員会の判定結果を確認し、速やかに事業者へ通知する。

- 4 NJCS は、とられた修正及び是正処置の有効性を検証し、不適合の解決を裏付ける証拠を記録する。【9.4.10】

第 13 条（登録原簿）

- 1 NJCS は、登録原簿に組織名、事業者名、住所、登録範囲、適用したマネジメントシステム規格及びその他必要事項を記載し登録する。
- 2 NJCS は、登録原簿に登録された事項に変更が生じた場合には、登録原簿の変更を行う。
- 3 登録原簿にマネジメントシステムを登録された事業者は、登録内容に変更が生じたときは、NJCS にその旨を通知しなければならない。
- 4 NJCS は、第 26 条の規定により登録を取り消した場合、登録原簿から削除する。

第 14 条（登録証書）

- 1 NJCS は、登録原簿に登録されたマネジメントシステムについて登録証書を発行する。【8.2.1】
- 2 登録証書には、以下の事項を記載する。【8.2.2】
 - ①事業者の名称、住所及び登録されるサイト（事業所等）の名称並びに所在地（該当する場合、サイトの活動、製品及びプロセスを記載する）
仮想サイトが範囲に含まれている場合、認証／認定文書には、仮想サイトが含まれていることに言及し、仮想サイトで行われる活動を特定する。【IAF MD4:2018 4.2.7】
 - ②適用されるマネジメントシステム規格
 - ③登録範囲に含まれる活動、製品及びサービス
 - ④発効日（登録判定日又は登録判定日以降で登録判定委員会が指定した日）
 - ⑤証書発行日（更新、拡大、移転登録日等で判定日以降で登録判定委員会が指定した日）
 - ⑥有効期限
 - ⑦NJCS の名称、住所及び登録マーク
 - ⑧固有の識別コード(登録番号、登録証書番号)
- 3 登録証書の有効期限は、初回登録の場合発効日から 3 年とする（登録更新の場合は第 18 条参照）。
- 4 登録証書は、第 26 条の規定により取り消されたときは、NJCS に返却されなければならない。
- 5 登録事業者は、登録証書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに NJCS に書き換えの申込みをしなければならない。
- 6 登録事業者は、登録証書の紛失、汚損の事由により再発行を求めることができる。

第 15 条（審査登録に関する情報提供）【8.4.2】

- 1 NJCS は、以下の情報をホームページで公開する。【8.1.1、8.1.2】
 - ①公平性に関する方針（「審査登録の基本方針」）
 - ②認証スキーム、認証プロセスに関する情報（「審査登録の手引き(OHSMS)」）
 - ③NJCS 登録マークを含む登録情報の利用の基準（「登録情報管理基準(OHSMS)」）
 - ④苦情及び異議申立ての処理プロセス（「苦情等処理規程」）
 - ⑤一時停止及び取り消された組織一覧（直近 3 年間）

⑥認証組織の状態に関する情報（NJCS ホームページ参照）

⑦その他問合せ及び情報提供に関する窓口情報

第 16 条（登録情報の利用）

- 1 登録事業者は、登録により登録範囲について登録マーク(NJCS)が使用可能となる。
- 2 登録マークの使用については、登録されている登録範囲に限定されていること。【8.3.1、8.3.3】
- 3 NJCS は、登録証書発行時に登録情報(登録証書と審査報告書及び登録マーク)の利用条件についての情報を事業者に提供する。【8.3.1】
- 4 登録事業者は、登録の対象となっている活動についてだけ登録されていることを表明し、また、NJCS 及び／又は認証制度の評価を損ねるような登録情報の使い方をしてはならない。また、他者によるそのような使用も許してはならない。【8.3.4】
- 5 登録事業者は、NJCS の「登録情報管理基準 (OHSAS)」に基づき登録情報を管理し、登録証書(写しを含む)と審査報告書及び登録マークの利用実績を記録し、定期審査時又は NJCS が求めた場合その記録を提示しなければならない。【8.3.1、8.5.1e)】
- 6 NJCS は、事業者が本条の規定に違反して登録マーク及びその他の登録情報が使用された場合は、公表又は法的処置等の適切な処置を講じる。【8.3.5】

第 5 章 登録の維持

第 17 条（審査プログラム及び定期審査）

- 1 審査プログラムには、二段階で行う初回審査、認証決定後 1 年目及び 2 年目に行う定期審査、並びに認証の有効期限に先立って 3 年目に行う更新審査が含まれる。それに続く周期は、更新審査に基づく再認証の決定から始まる。【9.1.3.2】
初回登録後の定期審査は、初回登録の決定から 12 か月以内に実施する。それ以降の年は少なくとも暦年に 1 回実施できる審査プログラムとする。事業者の希望により 6 か月毎の定期審査とすることができる。【9.1.3.3】
- 2 NJCS は、定期審査実施予定時期について事前に事業者と協議し、その 3 か月前までに審査予定日を通知する。事業者は、同意された審査予定日とともに、組織、住所、従事者数及びその他登録証書の記載事項に関わる変更があれば、NJCS に報告する。
- 3 定期審査では、共通の審査の目的（第 1 条第 4 項参照）に併せて、マネジメントシステムが継続して実行され、組織の事業の変更に起因するそのシステムの変更の必要性の検討及び登録要求事項に関して継続的に適合していることをサンプリングで審査対象を選択し確認することを目的として実施する。【9.2.1.2、9.6.2.2】
- 4 統合審査を適用する場合、NJCS は、統合レベルを確認する。【IAF MD11 4】
- 5 NJCS は、定期審査計画を策定し、事業者の同意を得て審査を実施し、審査結果を登録判定委員会に報告する。

- 6 登録判定委員会は、審査結果に登録の一時停止又は取り消しにつながりかねない重大な不適合又はその他の状況が含まれている場合は、登録判定基準に基づき、登録継続の可否の判定を行う。【9.6.1】
- 7 登録判定基準は、第12条（登録の判定）第2項を準用する。

第18条（更新審査）

- 1 事業者は、登録有効期限終了後も引続き登録を希望する場合は、有効期限終了日の3か月前までに申し込むものとする。【9.6.3.1】
- 2 更新審査は、有効期限内に登録判定委員会の登録更新の判定が行われることが担保できる期限内に終了しなければならない。
- 3 登録更新により、以前の有効期限終了日から更に3年後の新たな有効期限が設定される。
- 4 NJCS は、更新審査計画を策定し、事業者の同意を得て審査を実施する。
- 5 更新審査では、共通の審査目的（第1条第4項参照）に併せて、マネジメントシステム全体としての継続的な適合性及び有効性、並びに登録範囲に対する継続的な妥当性及び適用可能性を確認し、登録更新の可否の判定について登録判定委員会に諮問することを目的として実施する。【9.2.1.2、9.6.3.1.1】
- 6 統合審査を適用する場合、NJCS は、統合レベルを確認する。【IAF MD11 4】
- 7 登録判定委員会は、審査結果を審議し、登録判定基準に基づき登録更新の可否の判定を行う。
- 8 有効期限は、NJCS と合意のうえ短縮することができる。
- 9 登録判定基準は、第12条（登録の判定）第2項を準用する。

第19条（マネジメントシステム変更等の報告）

- 1 事業者は、マネジメントシステムの変更等があった場合は、NJCS に速やかに報告しなければならない。【8.5.3】【IAF MD1 6.1.4.1】
- 2 変更等とは、以下の事項とする。
 - ①登録範囲及び登録範囲に関わる法的地位又は所有権の変更
 - ②組織、最高経営層の変更
 - ③所在地又は連絡先住所の変更
 - ④事業所等の追加又は削除、又は名称若しくは所在地の変更
 - ⑤マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更
 - ⑥その他、登録証書の記載事項に関わる変更
 - ⑦社会的信用を失墜させる恐れ生じた場合（組織における不祥事など）、NJCS に遅滞なく報告する。【8.3.4 h）】
 - ⑧事業者は、法的に拘束力のある取り決めによって、所轄の規制特局の関与を必要とする重大なインシデントの発生又は規制違反を遅滞なく、NJCS に通知しなければならない。【IAF MD22 G8.5.3】

第 20 条（拡大又は縮小時、特別審査、重大な変更時及び一時停止から復帰時の臨時審査）

- 1 事業者から登録範囲の拡大又は縮小（活動又はプロセスの追加、組織の拡大／縮小等）の要求があった場合は、申込みに基づき、臨時審査（拡大／縮小）を実施する。【9.6.4.1、9.6.5.5】
- 2 第 19 条に基づく変更の報告の内容が、マネジメントシステムの重大な変更（例えば、重要な工程、活動内容の変更、マネジメントシステムの構造の変更等）である場合は、事業者と協議して、臨時審査（変更）を実施する。【9.6.4.2】
- 3 NJCS は、第 25 条に規定される一時停止の原因となった問題が解決し、審査により確認が必要な場合には、事業者と協議して臨時審査（復帰）を実施する。【9.6.5.4】
- 4 NJCS は、審査結果を登録判定委員会に報告し、登録範囲の拡大若しくは縮小、復帰又は登録内容の変更に伴う登録の可否について登録判定委員会に諮問する。
- 5 NJCS は、審査結果を登録判定委員会に報告し、登録範囲の拡大又は縮小、又は登録内容の変更に伴う登録変更の可否について登録判定委員会に諮問する。
- 6 登録判定委員会は、審査結果を審議し、登録判定基準に基づき登録の可否の判定を行う。
- 7 登録判定基準は、第 12 条（登録の判定）第 2 項を準用する。
- 8 NJCS は、判定結果に基づいて新たな登録証書を発行する。その際、事業者は、旧登録証書を返却しなければならない。
- 9 NJCS は、重大な事故又は重大な規制違反といった労働安全衛生に関わる重大なインシデントを知ることになった場合、マネジメントシステムが損なわれず、有効に機能しているか否かを調査するために、事業者特別審査が必要となることを通知しなければならない。
【IAF MD22 G9.6.4.2】
- 10 NJCS は、特別審査の結果、システムが労働安全衛生認証要求事項を満たすことに深刻な不具合があったことが実証された場合、事業者は認証の一時停止又は取り消しを含む処置を取ること決定する根拠を提供しなければならない。【IAF MD22 G9.6.5.2】

第 21 条（移行審査）

- 1 事業者は、基準となるマネジメントシステム規格が改訂された場合、所定の期間内に移行審査を受けなければならない。
- 2 移行審査は、臨時審査として実施するか、又は更新審査若しくは定期審査に含めて実施することができる。
- 3 NJCS は、移行審査の手順について定め、事業者へ通知するものとする。
- 4 NJCS は、改訂されたマネジメントシステム規格について新たに認定された登録証書を発行する。その際、事業者は、旧登録証書を返却しなければならない。

第 22 条（苦情及び是正処置の記録）

事業者は、マネジメントシステム規格の要求事項に関連する顧客を含む利害関係者からの苦情に対して取られた処置及び是正処置を記録し、NJCS が必要に応じて利用することを可能としなければならない。【9.6.2.2】

第 2 3 条（苦情又はその他の情報による訪問調査又は臨時審査）

- 1 NJCS は、事業者からの報告、利害関係者の苦情若しくは情報、又は事業者による法令違反についての情報に基づき、マネジメントシステムが適切に実施されているかを確認するため、訪問調査及び／又は臨時審査（苦情等）を実施することができる。
- 2 訪問調査の時期については、事前に事業者へ通知する。また、臨時審査が必要と判断された場合は、臨時審査（苦情等）の審査計画書を作成し、事業者へ通知する。なお、訪問調査に引続き臨時審査（苦情等）を実施する場合は、事前の通知を省略することができる。【9.6.4.2】
- 3 NJCS は、審査結果に登録の一時停止又は取り消しにつながりかねない重大な不適合又はその他の状況が含まれている場合は、登録判定委員会に報告し、登録継続の可否の判定について登録判定委員会に諮問する。【9.6.1】
- 4 登録判定委員会は、審査結果を審議し、登録判定基準に基づき登録継続の可否の判定を行う。
- 5 登録判定基準は、第 1 2 条（登録の判定）第 2 項を準用する。

第 2 4 条（登録の移転）

- 1 事業者が他の審査登録機関へ移転を希望する場合は、原則として移転希望日の 3 か月前まで書面で NJCS に通知しなければならない。
- 2 他の認証機関へ移転を希望する事業者は、受け入れ側認証機関が求めている情報を NJCS が提供することを承諾する。
- 3 他の認証機関へ移転を希望する事業者は、登録証書及び登録マークの清刷りを NJCS に返却することとする。
- 4 NJCS への移転の申込みがあった場合は、NJCS の審査登録範囲に属していることを確認し、申込事業者のマネジメントシステムの維持及び状況をレビューする。その結果、現在又は以前保有されていた登録の適切性について疑いがなければ、登録判定委員会で審議し登録移転の可否を判定する。
- 5 NJCS へ移転を申し込む事業者は、NJCS が求める情報について、登録されている認証機関から提供を受けることを承諾する。
- 6 NJCS は、現在又は以前保有されていた認証された登録の適切性について疑いが引き続き存在する場合は、事業者と協議して臨時審査を実施することができる。

第 6 章 登録の一時停止及び復帰並びに登録の取り消し

第 2 5 条（登録の一時停止）

- 1 NJCS は、次のいずれかに該当する場合、登録判定委員会の審議を経て、登録証書の効力を停止する（以下、「一時停止」という）。【9.6.5.2、9.6.5.3】
 - ①要求された是正処置を合意された期限内に実行されなかったとき、又は是正処置の有効性の確認ができなかったとき
 - ②登録証書、審査報告書又は登録マークが使用条件に関して更なる違反があった場合（第 16 条参

照)

- ③マネジメントシステムにおいて当然履行されるべきことが責任者の怠慢で履行されなかったか、又は事業者による重大な法令違反があり、その結果として利害関係者の労働安全衛生確保に重大な懸念が生じているとき
 - ④登録しているマネジメントシステムの適合性又は有効性に関する重要な変更について NJCS に報告されなかったとき (第 19 条参照)
 - ⑤定期審査、移行審査又は更新審査を受けないとき
 - ⑥事業者から一時停止の申し出があったとき
 - ⑦認証の判定に重大な影響を与えるような故意の虚偽説明があったとき【IAF MD22 附属書 A A. 1. 5】
 - ⑧マネジメントシステム上の重大な過失、又は事業者による重大な法令違反により、労働安全衛生確保に著しい懸念が生じているとき【IAF MD22 附属書 A A. 1. 5】
 - ⑨NJCS は、事業者の施設及び作業領域が閉鎖対象となっている場合、もしこれが検証されないと き【IAF MD22 附属書 A A. 1. 6】
- 2 一時停止は、文書で事業者に通知される。【9. 6. 5. 1】
- 3 一時停止の期間は、最長 6 か月とする。【9. 6. 5. 4】
- 4 臨時審査等で登録の一時停止の事由が解消されたことが確認できた場合、登録判定委員会に諮り、その判定結果により一時停止を解除又は復帰させる。NJCS は、「登録一時停止解除／復帰通知書」により事業者へ通知する。通知を受けた事業者は、登録事業者としての権利の行使を再開できる。【9. 6. 5. 4】
- 5 一時停止の原因となった問題を、NJCS が設定した期間内に解決できないときは、取り消し又は範囲を縮小する。【9. 6. 5. 4】

第 26 条 (登録の取り消し)

- 1 NJCS は、次のいずれかに該当する場合、登録判定委員会の審議を経て、取り消しを行う。
【9. 6. 5. 1】
- ①登録事業者から、登録の削除を求められたとき
 - ②審査料金が支払われなかったとき
 - ③登録の対象となる事業又は組織が廃止されたとき
 - ④前条の規定に基づく一時停止の期間が終了しても、是正処置が実行されなかったとき、又は是正処置の有効性の確認ができなかったとき
 - ⑤法令順守に対する初期又は継続したコミットメントを実証することができないとき
【IAF MD22 附属書 A A. 1. 5】
 - ⑥マネジメントシステム上の故意若しくは重大な過失、又は事業者による重大な法令違反により、労働安全衛生確保に著しい懸念が生じているとき【IAF MD22 附属書 A A. 1. 5】
 - ⑦認証の判定に重大な影響を与えるような故意の虚偽説明があったとき【IAF MD22 附属書 A A. 1. 5】
- 2 登録の取り消しは、文書で事業者に通知される。【9. 6. 5. 1】

- 3 登録の取り消しの通知と同時に登録証書の返却及び登録を引用している全ての宣伝・広告の中止を求める。【8.3.4】
- 4 取り消しの結果は公表し、事業者以外からの問合せに対しては、事業者及び個人情報の機密保持について十分配慮する。【8.1.1、8.4.3、8.4.4、8.4.5】
- 5 本条第1項④において範囲を縮小すれば適合性が確保される場合は、範囲を縮小して登録することができる。【9.6.5.5】

第7章 機密保持

第27条（機密保持の方針）

- 1 NJCS は、審査登録活動を通じて得られた申込者又は登録事業者若しくは個人に関する情報について、機密保持に関する法令及び認定基準の要求事項を順守する。事業者は、これら法令及び認定基準の順守について NJCS に協力する。【8.4.1】
- 2 NJCS は、この規則で公開又は問合せに対応するとした情報及び事業者が公開している情報を除いて機密保持の対象とする。【8.4.2】
- 3 申込者又は登録事業者以外からの登録事業者に関する情報は、機密として取り扱う（例えば、公益通報者情報）。【8.4.5】

第28条（機密保持の手順）

- 1 NJCS は、審査登録業務において知り得た情報及び資料について適切な機密保持を行い、第三者に開示する場合は、事前に申込者又は登録事業者若しくは個人の書面による同意を得る。
- 2 NJCS は、法律により第三者への開示を要求された場合は、法律に従って、開示する情報を申込者又は登録事業者若しくは個人に通知する。【8.4.3、8.4.4】

第29条（審査報告書）

- 1 審査報告書の所有権及び著作権は、NJCS にある。【9.4.8.1】
- 2 事業者は、審査報告書の著作権に配慮し、NJCS 及び／又は認証制度の評価を損ねるような使用を許してはならない。（第16条参照）
- 3 事業者は、NJCS の審査員が審査員評価登録機関へ審査実績を報告するために審査報告書の一部（審査日程、審査範囲）を用いることを了承する。

第8章 苦情及び異議申し立て

第30条（苦情及び異議申し立て）

- 1 申込者又は登録事業者は、審査登録業務に関し、NJCS に対し苦情及び異議申し立ての権利を有する。
- 2 NJCS は、「苦情等処理規程」において苦情及び異議申し立てに関する手順を規定し、その内容を公開する。【8.1.1、9.7、9.8、8.5.1f）】

第9章 審査登録業務への協力義務等

第31条（審査登録業務への協力義務等）

- 1 申込者又は登録事業者は、NJCS が行なう審査及び苦情の解決のために必要な文書の調査、すべての場所への立ち入り、記録の閲覧並びに事業者側の要員との面接のための用意を含む準備を行い、協力する義務がある。【8.5.1d)2)】
- 2 NJCS が審査にオブザーバー（例えば、独立検証審査員、訓練中の審査員）の立会／又は審査を申し出た場合、申込者又は登録事業者は受け入れについて確認する。【8.5.1d)3)】
- 3 NJCS が認定機関（JAB 等）に認定を申請した場合、申込者又は登録事業者は、認定機関が実施する事業者のサイト審査において、審査に立ち会うことを目的として事業者のサイトに立ち入ることを承諾する。【8.5.1d)3)】
- 4 前項の承諾ができないとき、申込者又は登録事業者はその理由を書面で NJCS に提出しなければならない。その理由について、認定機関が妥当性を認めなかった場合、NJCS は認定マーク付きの登録証書を発行することができない。【JAB MS200 7.4.2 付属書 D 参照】
- 5 認定機関がアクセスする情報には、第27条第2項に規定する機密情報を含む。認定機関は、機密保持について本規則を尊重する。【8.4.4】

付 則

- 1 この規則は、2008年5月1日から実施する。
- 2 この規則は、2009年10月5日から実施する。
- 3 この規則は、2010年7月26日から実施する。
- 4 この規則は、2011年11月1日から実施する。
- 5 この規則は、2014年8月1日から実施する。
- 6 この規則は、2015年8月1日から実施する。
- 7 この規則は、2017年7月1日から実施する。
- 8 この規則は、2018年5月1日から実施する。
- 9 この規則は、2019年3月5日から実施する。
- 10 この規則は、2020年3月6日から実施する。
- 11 この規則は、2021年3月5日から実施する。
- 12 この規則は、2021年6月1日から実施する。